

総務常任委員会

(平成28年 8 月 1 日)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、皆さん、こんにちは。先週は行政視察、本当にお疲れさまでございました。

ただいまから総務常任委員会を開催いたします。

休会中所管事務調査といたしまして、公会計についてを行います。その後、報告といたしまして、ふるさと納税に係る課題解決に向けた取り組みについてを行います。そして、最後に、7月13日に四郷地区市民センターで行われました議会報告会、シティミーティングで市民の方からいただいた意見の仕分けを行います。盛りだくさんの内容でございますが、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、財政経営部長より、ご挨拶をよろしく申し上げます。

○ 内田財政経営部長

財政経営部長の内田でございます。

本日、お忙しい中、休会中所管事務調査ということで説明の場をいただきありがとうございます。委員長、冒頭申されましたように、公会計につきまして、過去からの取り組みの経緯も踏まえて、現状が今どういった状況にあるかということを中心にご説明させていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございます。

それでは、公会計につきまして資料の説明をお願いいたします。

○ 伊崎財政経営課副参事兼課長補佐

財政経営課の伊崎と申します。どうかよろしく願いいたします。

所管事務調査のテーマとして公会計を取り上げていただいたということで、お手元にあります資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

事前に議会事務局を通じまして公会計についての国の動きでありますとか、現金主義と発生主義のそれぞれのメリットであるとか本市の状況、あるいは今後の方向性というところにつきまして説明をということをお話しさせていただいておりますもので、資料でそのあたり

を説明させていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

資料といたしましては、3部お手元にあるかと思えます。まず、A3の横の総務常任委員会所管事務調査資料、公会計についてという資料を、それと、参考資料として二つ用意させていただきました。一つは総務常任委員会参考資料1といたしまして、東京都の新しい公会計制度解説書より一部抜粋したものを用意させていただきます。これは、東京都が公会計制度を導入するに当たりまして理解を深めるために東京都が編さんしたものを参考資料として用意をさせていただきました。それと、もう一部、これもA3の横の資料になるわけなんです、参考資料2といたしまして、四日市市が平成21年度から整備をしております財務諸表について取りまとめたものを用意させていただきました。資料はこの三つをごらんいただきながら説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

まず、お手元の所管事務調査資料、公会計についてというところを1枚はねていただきまして、目次をごらんさせていただきたいと思えます。

説明の流れといたしましては、項目といたしまして1から4の項目で整理をさせていただいております。まず、項目の1といたしまして、新地方公会計制度の導入の背景と意義というのを説明させていただきます。

続きまして、項目の2というところで会計方式の違い、ここでは単式簿記と複式簿記の違い、あるいは現金主義とか発生主義の違いというところを簡単に、後ほど例を用いまして説明をさせていただきたいというふうに思っております。そして、ここで新地方公会計制度で整理、作成いたします財務諸表についても触れたいというふうに思っております。

あと、大きな項目の3といたしまして、新地方公会計制度のモデルといいますか、国がどういった形で作るかというところを示しておりますので、そのあたりも変遷も含めて説明をさせていただきまして、今私どもが取り組んでいる平成30年度までに作成をすることになっておりますが、統一的な基準についてもそこで説明をさせていただきたいというふうに思っております。

そして、最後の項目といたしまして、新地方公会計制度を使った本市の取り組みについて作成いたしました財務諸表であるとか、その財務諸表から得られたデータをどう生かしているのかというところも説明をさせていただきたいと思っております。流れとしてはこういった形で説明をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、具体的に説明のほうに入らせていただきます。

お手元の資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

こちらで新地方公会計制度の導入の経緯とその現状というところで、まず一つ目、項目1といたしまして、新地方公会計制度導入の背景と意義についてご説明をさせていただきます。

まず、新地方公会計制度の導入の意義の前に、じゃ、なぜ今、単式簿記・現金主義で決算をしているのかというところにつきまして、まず、ご説明をさせていただきますと思います。

現在、本市を含めまして全国の自治体は単式簿記・現金主義での決算をいたしまして、その決算書を作成しております。その意義について、じゃ、なぜ単式簿記・現金主義を採用しているかというところにつきまして説明をさせていただきますと、まず、単式簿記・現金主義では、税の配分が非常に明確にわかるということが上げられます。自治体の行政活動は、そこにもありますように徴収した税金を議会の議決を得た予算に基づきましてどう配分していくかということが非常に重要であります。ですので、行政にとっては税の配分を決める予算統制というのは非常に大切なものというふうに考えております。税をどの事業に幾ら投入する予定で、結果幾ら執行したのかというところを明らかにするというのが肝要であるというふうに考えております。

その手段といたしまして、予算統制の手段といたしまして、客観的に確実に現金の収支を管理する単式簿記・現金主義というのは非常に有効であるというふうに考えておるところでございます。その単式簿記・現金主義、後で少し触れさせて説明させていただきますけれども、どの事業に予算が幾らついていて、幾ら執行されたのかというのが非常に明確にあらわされるという利点がございます。そういうことから市民に対する説明も一番理解が得られやすいのではないかとこのところから、地方自治法の規定によりまして、この方式が採用されているというところでございます。

次に、単式簿記・現金主義の決算書類で見えにくい部分につきましても、その他の資料で補完ができるという点がございます。財産の状況であれば、財産調書で明らかになりますし、市債の残高というのは、市債の台帳を整理したもので明らかになってまいります。また、将来の負担額というものにつきましては、債務負担調書などを整理していけば、将来の負担額が幾らかということも比較的明確に明らかになってまいります。

そこで、一旦まとめさせていただきますと、なぜ今現在本市を含めて他の自治体は単式

簿記・現金主義を採用しているかということになりますと、まとめといたしましては、資源配分、この場合は税の配分ということにつきまして非常にわかりやすいという利点、あるいは決算書以外の資料で財政上、必要な情報は確認することが可能であるということから、今現在全国の自治体は単式簿記・現金主義を採用しておるところが説明できるかと思っております。

続きまして、しかしながら、その単式簿記・現金主義では見えにくいコストというものがあるのは事実でございます。そこにありますように、次世代に引き継ぐ資産の現在の価値が幾らになるのか、取得した当時の額というのは、先ほどもご説明申し上げました財産調書等で幾らで取得したということは明らかになっておるわけなんです、古くなって価値が下がって行って、減価償却をした後の金額というのは見えにくいところが現金主義の特徴であります。

また、将来職員が退職する際の退職金が将来どれぐらい必要になってくるのかであるとか、また、経常的なサービスにかかったコストが幾らかとか、あるいは現在の資産全体がどのような財源で形成されたのか、これは個々の財源というよりは、現在までの人の負担でどれぐらい形成できたのか、将来の人があと残りどれぐらい負担していかなきゃならないのかという意味でございますが、そういう意味の資産の財源形成がどうであるかというところは明らかになりにくいという欠点がございます。それらは逆に、複式簿記・発生主義で整理された財務諸表におきましては、減価償却費でありますとか引当金というような概念がございますもので、そのあたりは明確になってまいります。

そこで、決算書で単式簿記であらわされた情報を補完するという意味合いで補うものという立場、位置づけにおきまして、複式簿記・発生主義で整理された財務諸表を作成・公表するという立場をとっておるものでございます。

1ページめくっていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

そこでは単式簿記・複式簿記の違い、発生主義・現金主義の違いというところを簡単に説明させていただきたいと思っております。

単式簿記・現金主義といいますのは、そこにございますとおり、単式の単というのは簿記的な取引をただ一つの科目に絞って記録集計するという意味でございます。ここでのただ一つの科目というのが現金という形になっております。ですので、単式簿記というのは、現金の入出金のみを捉えて、現金の移動があった時点で記録をすると、現金の動きのみを捉えて、市から何が幾ら出ていったというところを記録、あるいは市に何が幾ら入ってき

たかというところを記録する、そういう形で決算を整理していきたいというふうに考えている方式でございます。

長所といたしましては、先ほども申し上げましたが、経理の方法が非常に簡単でございます。明確でございますので、会計結果が明確で、他の人にも、市民の方にも非常にわかりやすいということが長所であります。

短所といたしましては、現金以外の資産、負債の動きというのは蓄積されにくいというところがございます。また、繰り返しになりますが、現金の動きしか記録をいたしませんもので、減価償却費であるとか引当金というような非現金支出というものは計上しないという形になっております。

では、次に、複式簿記・発生主義というのはどうなっているかという、貨幣、財産、サービス等の経済の価値を相互に交換されるということで成立しており、通常ある経済価値の経過と他の経済価値の減少という二つの側面から成り立っているという形になっておりますが、ちょっとわかりにくいもので、参考資料をごらんいただきたいと思います。東京都が編さんしました参考資料1をごらんいただきたいと思います。参考資料1の7ページをごらんいただければと思っております。

その7ページの四角囲みの真ん中、「では」以降のところをごらんいただきたいと思うんですが、ここでは銀行からお金を借りたという取引と、あるいは使用料を現金で受け取ったという取引について例示をして説明をしております。

ちょっと読ませていただきますと、銀行から現金を借り入れたという取引が発生いたします。このときには一面では現金、資産がふえたという形になりますが、もう一方では、借入金、負債がふえたという面がある。あるいは使用料で現金を受け取ったという取引も、やはり現金がふえたという面もあるけれども、もう一面として使用料、収益が発生したという面がある。つまり、こういった形で一つの取引を二つの面から整理をすると、経理をするということが、複式簿記の複数の「複」というのは二面性があるというところから捉えた言葉でございます。

このように二つの取引というのを認識しまして、複式簿記ではこれを集計、こういった伝票をたくさんその都度、発生主義ですので発生の都度、伝票を切っていく、これを集計していくという形が複式簿記で作成する財務諸表という形になってまいるわけなんですけれども、そのような形で整理をした財務諸表というのはどういったところが長所になっているかというのがその下のところにまとめさせていただきました。

期間損益計算というのを目的としている、つまり、期間損益、おおむね通常1年なんですけれども、1年間の黒字、赤字というのを明確にあらわすことができるというのがこの期間損益の意味合いなわけなんですけれども、その期間損益の中に単純に現金の入出金だけではなくて、先ほど来申し上げております減価償却費でありますとか引当金でありますとか、そういった非現金支出というのも考え合わせた上での1年間の損益、黒字、赤字ということが測定されやすいというところが一つ特徴として上げられます。

また、自治体全体が行政サービスに必要な資産の残高が一体幾らあるのかということも、この複式簿記・発生主義で整理された財務諸表におきましてはわかりやすいという利点があります。

短所といたしましては、これらの会計処理の検証というものにつきましては、やはりそれなりの財務諸表の分析における知見というものが必要になってくるという形になってまいります。ですので、市民の方々皆様がこれで理解ができるかというところが一つ課題だということ、あともう一つ、実際会計処理に当たる市側の担当者にも当然ながら一定程度の簿記であるとか、そういったところの会計の知識が必要になってくるというところは短所として上げられると思っております。

では、ここでもう少し例を用意いたしましたので、単式簿記と複式簿記の違いというところをもう一回説明をさせていただきたいと思っております。

そこには300万円の建物を耐用年数3年、これはあり得ない年数なんですけど、説明の便宜上、この3年という数字を用意させていただいたんですけれども、300万円の建物を耐用年数3年で建築した場合、単式簿記での表記の仕方と複式簿記での表記の仕方にどういう違いがあるのかというところを説明するためにその例を用意させていただきました。

まず、単式簿記・現金主義、これは今、私どもが採用している方式での決算書、予算書になってくるわけなんですけれども、1年目に建てたときに、当然予算書は款項目節、工事請負費300万円という予算があって、それに対して300万円執行すると、決算書でも当然款項目節、工事請負費300万円という決算書になります。

それとはまた一方で、財産調書というところで、財産の取得した状況というところで何とかという施設が四日市市の何とか町何番地に何㎡300万円で建てましたというような形での財産調書の整理という形になります。これは現金が300万円、ことし四日市市から出ていったというところで決算書で300万円と記されるという形になりますので、2年目以降は当然予算書にも決算書にも記載はなく、財産調書は財産が何か、例えば取り壊したで

あるとかということがない限り、記載はこのままになっていくという形になっております。

では、複式簿記・発生主義で経理するとどういう形になって表記されるかというところなんですけれども、貸借対照表と行政コスト計算書というところで整理をされてまいります。行政コスト計算書といいますのは、民間企業での損益計算書に当たる部分でございます。1年目、建物が建ったということに対してどういう経理がされるかということですが、貸借対照表、現金300万円が出ていって、結果、資産として建物が300万円ふえたということが記載をされます。ですので、貸借対照表の資産の欄に建物が300万円できたということが記録をされるという形です。

2年目以降ですけれども、建物が古くなるということ、300万円の価値のある建物が耐用年数が3年であるということですので、3年で価値がなくなっていくと、1年間で減っていく価値は100万円であるという整理になります。そういうことですので、その価値が減少する、建物の資産の価値が減少してしまうということ、これは費用であるというふうに捉えまして、費用を計上する。行政コスト計算書、これ損益計算書ですけれども、行政コスト計算書の経常費用にその価値がなくなってしまったということ、100万円ということ、100万円をここで認識する。当然貸借対照表上も資産300万円のものが100万円価値がなくなってしまったという形になりますので、資産、建物200万円という表記になるということです。

3年目も同じような動き、100万円の減価償却費が計上され、建物の価値はまた100万円減って、建物としては100万円の価値になってしまった。

4年目は、減価償却費が同じように100万円計上されて、貸借対照表上はついに資産の価値がなくなってしまったということで、貸借対照表上は建物の価値がゼロになったという形で表記をされるということです。

同じ建物が建ったということになっても、単式簿記・現金主義と複式簿記・発生主義とでは、このように決算書での違いがあるということをご理解いただければと思います。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

ここでは、それでは、新地方公会計制度に基づいて作成する財務諸表がどのようなものがあるのかというところを説明させていただきたいというふうに思います。

作成する財務諸表は全部で4種類ございます。貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書、この四つの財務諸表を作成するという形になっております。

ここで、お手元にあります参考資料の2のほうをごらんいただければと思います。そこ

には平成21年度の分から四日市市が作成してまいりました四つの財務諸表についての解説をつけさせていただきました。説明としては、1 ページ、2 ページのところの説明をさせていただきたいと思います。3 ページ以降のところは、また参考に過去の分になります。平成25年度以降のところになりますので、参考にござんいただければというふうに思うわけなんです、貸借対照表をござんいただければと思います。

貸借対照表といいますのは、ある期日、これは3月31日なんですけれども、3月31日における四日市市の財政状態がどういうものかというものを示したものでございます。資産と負債と純資産というふうに整理をさせていただいております。これが何かと申しますと、資産というものは、私ども四日市市が行政サービスを提供していく際に使える財産というふうにご理解いただきたいというふうに思います。負債といいますのは、将来の人が負担すべき金額、純資産というのは、過去から今までの人が負担してきた金額というふうにご理解いただければというふうに思います。

資料のほうの1 ページをござんいただきますと、これは四日市の連結ベースの平成26年度のバランスシート、貸借対照表をご用意させていただきましたが、これは何を示しているかという、四日市市の連結ベースの資産が、平成26年度は8911億円あったということです。8911億円の資産は、明細はあそこにごらんいただいているとおり、金融資産が846億円、金融資産が8065億円ありますということです。

では、その8911億円の資産がどのような財源で賄われてきたかということがバランスシートの右の欄をごらんいただけるとわかるという形になります。8911億円の資産のうち、過去から今までの方が資産形成のために負担をしてきた金額というのが純資産の欄、5389億円、8911億円のうち、5389億円は過去から今までの人が負担をしてきたという部分、逆に、その負債に書いてある部分は、8911億円の資産のうち、3522億円は今から将来の人が負担していかなきゃならない金額ということで整理をさせていただいてあるのがその貸借対照表でございます。

続きまして、行政コスト計算書について説明させていただきます。

その続きの2 ページをごらんいただきながらお聞きいただきたいと思います。これは一般企業でいうところの損益計算書、黒字、赤字が出たというところは明確になるところですけれども、損益計算書に当たる部分であります。

四日市の行政活動に伴って経常的な活動に伴うコストは一体幾らだったのかというところがそれによって明らかになるというところなんです。経常的な行政活動を行うには、平成26

年度は2068億円、費用としてかかったというところがございます。それに対しまして、使用料などの収益が606億円あったということですので、1462億円の赤字が出たというところがこの行政コスト計算書でわかるところがございます。

後で後ほどもう一度ここへ戻ってきたときにご説明申し上げますけれども、税金というものの捉え方というのがここで特徴的にあらわれてくるところなんですけれども、ちょっと先走って説明させていただきますと、東京都がつくっている行政コスト計算書は、この使用料のところに税金という欄がございます、税金を行政コスト計算書上の収益というふうに捉えております。四日市市が採用しております基準モデルにおきましては、税金というのはここでは取り扱わずに、ちょっと別のところで整理をしておるんですけれども、ここではそういう違いがあるということだけご理解いただければというふうに思います。

三つ目の資料といたしましては資金収支計算書、これはいわゆるキャッシュフロー計算書といわれるものですが、年度頭に現預金の残高が幾らあったものが、1年間の活動の末、現預金の残高がどう変わっていったかということが明らかになるというものです。

2ページの資料をごらんいただきますと、平成26年度の期首、4月1日には290億円の現預金がございました。その290億円の現預金が3月31日になると306億円、16億円ふえているというような状態になっている。じゃ、どういう要素で16億円ふえたのかというところが経常的な収支あるいは資本的な収支、財務的な収支というところで幾らずつふえたり減ったりという動きがあつて、ここで最終的には306億円になったというところが明らかになるものというふうにご理解いただければと思います。

続きまして、右上のところにあります純資産変動計算書でございますが、これは貸借対照表の純資産の部、これは資産を形成するために過去から今までの人がどういう負担をしてきたかというところの金額があらわされるものでございますが、それがどういう変化をしてきたかというところが明らかになっております。期首の純資産の残高が6690億円ございましたが、期末残高は5389億円、約1300億円減らしております。この減らした内容につきましては、また後ほど簡単に触れさせていただきたいと思いますが、ここでは大きく減っているということさえ押さえていただければというふうに思います。

このように財務諸表と言われる四つの財務書類、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書というものを新地方公会計制度の中で新たに作成していくことになったということでございます。

じゃ、次に、新地方公会計制度がどういう経緯で導入されるに至ったかというところを

説明させていただきますと、まずもってきっかけになったのは夕張市問題であります。夕張市の財政破綻を契機といたしまして、地方自治体の財政状況がどうなっているのかというところに世間の注目が集まったというところが一つ、あと、それに派生して、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これはいわゆる4指標と言われるものですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立したというところで、自治体の財政状況はどういう形で明らかにしていくかというところが契機になったというところでございます。

そこで、総務省が平成21年度までに3万人以上の都市に対しては基準モデルというモデルで作成するのか、総務省方式改定モデルというもので作成するのかということをお尋ねいたしました。

そこで、それぞれのモデルについて簡単に触れさせていただきたいと思います。

総務省方式改定モデルといいますのは、そこにもありますが、平成26年度の段階で945の自治体がつくって、326の自治体はまだ作成中というところでございます。これは、私どもが毎年現金主義で決算をしまして後、統計用の資料といたしまして決算統計の資料というのを作成しております。これは全部の自治体で作成しておるところであるわけなんですけれども、その現金主義で作成をした決算統計の数字というものを組みかえることによりまして財務諸表が作成できると、そこには全く複式簿記的な考え方というのは含まれてはならず、決算統計資料の組みかえでつくっていく非常に簡便なやり方というふうにご理解いただければと思います。

それと、続きまして、基準モデルというものですが、基準モデルといいますと、私どもが採用しているモデルでございます。これは個々に固定資産台帳を作成いたしまして、複式簿記的な取引というものも期末一括ではございますけれども、期末に一括して複式簿記的な取引の伝票をつくりまして、それで、発生主義によりましてつくっているという方式でございます。

もう一つ、例として挙げさせていただきました東京都モデルといいますのは、これはいろんな方式があるということで、例として東京都モデルを挙げさせていただきましたが、いろんな自治体で独自のモデルというのを開発しまして、それぞれで活用しているという現実がございますので、紹介をさせていただきました。

東京都モデルといいますのは、固定資産台帳を作成するのは基準モデルと一緒になんですけれども、個々の取引を日々発生主義により伝票をつくらしていると、日々仕訳というふう

に呼んでおりますけれども、日々仕訳によって発生主義による複式の記帳をして財務諸表をつくっていくというものでございます。

そういったいろんな方式が乱立、並立している中、総務省は新たな方策といたしまして、それを統一的な基準というものによって財務諸表を作成しようというふうな要請が今新たに来ております。先ほども触れておりますが、その総務省方式改定モデルというものは、現金主義を単に組みかえるだけの非常に簡便なやり方ですもので、発生主義的な複式簿記的な考え方ということは入ってはおりません。ということから、その利便が活用できないということで、まず、問題点として総務省方式改定モデルの問題点が1点。

1枚めくっていただきまして、総務省方式改定モデルというのは、固定資産台帳の作成というのは義務づけられておりませんもので、その固定資産台帳を活用した公共施設のマネジメントに活用することができないという問題が1点。

あと、基準モデル、総務省方式改定モデル、その他のモデルが並立して混在している状態ですので、他の都市との比較がなかなか難しいという問題があります。そういった問題点を総務省も認識しておりまして、そういうことから統一的な基準というものをつくって、比較の可能性というのを探っていこうという動きがございます。

そこで、総務省は平成30年の3月までに統一的な基準による財務諸表をつくってくださいという要請を出しました。本市は、先ほども申し上げておりますが、基準モデルで作成をしておりますので、基準モデルと統一的な基準というのはそれほど大きな差はありません。そこには違いは書かせていただきましたけれども、総務省の改定モデルから統一基準に変わるというような大きな変更というものはありませんもので、そこで大きな変更はないんですけれども、それに対する、それでもそこに挙げさせていただいたような違いというものはございますので、それに対応する作業を進めておるといふところの段階でございます。

ただ、ここで一つ確認をしておきたいのは、あくまでも一番最初に申し上げました単式簿記・現金主義での決算というものは、やはりこれが主でございまして、あくまでも単式簿記・現金主義でつくり上げた決算書を補完するものという位置づけについてはいまだ変わりはないと、複式簿記でつくる財務諸表というものは、あくまでも補完的な役割というところは以前と変わりはないというところでございます。

最後の項目といたしまして、新地方公会計を使った本市の取り組みというところにつきまして説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1番としましては、財務諸表をつくっておりますので、その財務諸表の内容について簡単にもう一度説明をさせていただきたいと思えます。

参考資料の2の1ページをもう一度ごらんさせていただきたいと思えますが、そこに貸借対照表、行政コスト計算書等がつくってあるわけなんですけれども、平成26年度の財務諸表の特徴というところを簡単にちょっとお触れさせていただきたいと思うんですけれども、昨年平成26年度決算で地方公営企業、四日市の場合ですと水道事業、下水道事業、それと病院事業のこの三つが地方公営企業という位置づけで運営をしているわけなんですけれども、その地方公営企業の会計方式に一つ大きな変更がございました。

ですので、どの財務諸表の説明も、説明としては、下水道事業で会計基準の見直しがあったということで数字が大きく動いているというのが説明をさせてあるんですけれども、ですので、例えば連結ベースでは資産が369億円減っておるわけなんですけれども、何か大きな事件があって実際の資産が減ったというよりは、これは会計上のルールの変更があったもので、その取り扱いで数字の動きがあったというふうにご理解いただければと思えます。その中身につきましては煩雑になりますので割愛をさせていただきますが、みなし償却というものについての部分の変更が大きなルールの変更がありましたもので、大きく数字が動いているというふうにご理解いただければというふうに思えます。

次に、2ページのところ、行政コスト計算書でございますが、ここでは先ほども少し触れましたが、税の扱いについて少し触れたいと思えます。

先ほども説明を少しさせていただきましたが、東京都モデルというものにつきましては、税は行政コスト、税金というのは行政サービスの対価というふうな位置づけを、東京都は考え方としては持っております。ですので、行政サービスに対する対価として税を受け取るということであるから、行政コスト計算書の収益の欄に税金を計算するという考え方で

す。ところが、四日市市は税金をどういう扱いにしておるかというところ、四日市市は、税金は行政サービスを提供する四日市市という団体に対する出資というふうな位置づけ、四日市市は行政サービスを提供する団体に対する会費みたいなイメージで税金というものを捉えております。ですので、資本を出資するというようなイメージで税金を納めていただいているという認識でございます。そこから資本を受け取るということから、四日市市は税金というものを純資産変動計算書、そこに真ん中の欄に財源調達のところ、税金という言葉を

りますが、税金というものはここで整理をしておる、ここが東京都モデルと大きな違いというところがございます。

続きまして、資金収支計算書といいますと、先ほど触れましたが290億円から306億円にふえたというところですが、特徴といたしましては、財務的収支というところをごらんいただきたいと思いますが、財務的収支で93億円減らしております。ここは何かというと、ここでお金が、キャッシュが減っているということは何かというと、返す以上に借りなかったということがここであらわされると。キャッシュが期首より期末がふえたとしても、それが借金でふえたのかどうか、借金をしたからお金がふえたということではないということがここで明らかになるというふうに考えております。平成26年度の財務諸表についての説明はこの程度にさせていただきたいと思っております。

また、資料のほうの5ページに戻っていただきまして、四日市市が公会計をどう使っているかというところの続きでございますが、4の(2)のところでございます。四日市市では施設運営のようなコスト、これは使用料等の対価等が明確でございますもので、そのような施設の運営には現金主義で得られるようなコストだけではなくて、複式簿記・発生主義で得られるような減価償却費であるようなコストもあわせて全てのコストを認識して、そういう上で施設運営をしていくべきというふうに考えております。

そこで、複式簿記で得られました減価償却費等のデータを利用いたしまして、毎年調整させていただいております主要施策実績報告書の中の一番最後のページのところで施設別の行政コスト計算書というものをつくっております。今はあさけプラザや北部清掃工場などの9の施設につきまして、実際の現金の支出のコストが幾らだったということだけではなくて、それぞれの施設の減価償却費であるとか、あるいは施設を整備するときに必要になった市債の利息であったりという部分につきましては計算をさせていただきまして、施設の全体のコストを計算しております。

この部分につきまして、施設を今後もふやしていきたいというふうに考えておりました、今調整しておるところでございますけれども、平成27年度の決算につきましては、施設を一つふやして9施設から10施設にして、文化会館をプラスしたいというふうに考えております。

また、最後になりますけれども、複式簿記・発生主義に精通した職員を育成していく必要もあるというふうに考えておりますもので、といいますのは、実際の行政の運営の中でも、特に例えば指定管理者の施設を持っているような施設の職員というものは、モニタリ

ングレポートの中で相手方、指定管理者が私どもの自分たちの財務状況がこういう形になっているということで、複式簿記に基づいた会社の財務状況というのを提出してまいります。そうしますと、継続的な運営ができるのかどうかというところを判断するために、指定管理者の管理している部局の職員の相手方の財務状況を分析する能力が必要になってくるだろうというふうに考えております。そういうことから、職員研修所に複式簿記がわかるような講座を一つ設けまして、今職員の理解の浸透に努めておるといところでございます。

済みません、ちょっと早口で雑駁な説明でありましたけれども、説明は以上でございます。どうもありがとうございます。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございますが、ご質疑がございましたら、挙手の上、ご発言ください。よろしくお願いいたします。

資料、かなり用意していただいて、わかりやすくまとめていただいておりますが、いかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員

ご説明、資料、ありがとうございます。

現金主義と、それから発生主義とか、今までの経緯等はわかりやすく説明していただいたと思うんですけど、今のやり方では、税金をどのように使ったかと、配分をして、それがちゃんとどのように執行されたかというのは見えるけれども、なかなかストックの情報であったりとかコストの情報であったりとかというのがなかなか見えにくいですよというところで、年に1回だけ大きい情報を財務諸表につくり変えていると。それには固定資産台帳をちゃんと整備した基準モデルとそうではないモデルというのが並列しているんやけれども、それを何とか基準モデルに近いというか、統一的な基準で全国的に統一することによって比較対照できるようにしていきましょうというような流れですね。

もう一つは、年に1回だけ大きい数字をどんと入れかえるだけではなくて、日常業務の中で日々仕訳していくという、日々複式簿記化をしていく東京都モデルとの大きな違いがあるというところで、私はこの会計、いつも決算のときにどんと出てくる資料は、見る人

が見たらわかるのかもしれないですけど、大きいお小遣い帳みたいで、僕にはなかなかわからないというか、これを見て何をどうなのかというのが、執行率が何%とかというのはわかりやすいかもしれないですけど、一番大切なのは、私たち議会もそうですけど、マネジメントに会計情報が活かされるかどうかというのが非常に大切で、現金主義の会計ではマネジメントになかなか活かされない、市長もそうですし、私たち議会もそうですし、市民の皆さんもわかりやすいというところの部分では、この複式簿記化、発生主義化をしていかなきゃならない。

それで、どういう形でしていくかなんですけど、今は総務省の統一モデルに向けて、あと3年後ぐらいですか、平成30年3月末までに統一をしていくというところと、方や日々仕訳をしている東京都モデルを使っている自治体とある中で、本市はあくまでも今の基準モデルを基準にして統一モデル化をしていくと、そんなにさして何らすることなくそのまま、強いて言えば固定資産台帳の精度を上げる程度で進めていくというような考えということによろしいですか。

○ 伊崎財政経営課副参事兼課長補佐

おっしゃっていただいたとおり、まずは地方自治体の会計の基本的な部分につきましては今後も単式簿記の現金主義での考え方、今の予算書の書き方、決算書の書き方ということは、これは変わっていかないというふうに思っております。

委員がご指摘いただいたように、それぞれの会計のところにそれぞれのメリット、デメリット、わかりやすい部分、わかりにくい部分というのはございますので、まさにそれを補完し合って、現金主義だけではやはりわかりにくいという部分は当然ございますので、そういった部分を複式簿記でつくり上げた財務諸表を用いながら、それを道具として用いながら示していくということで、一層市民の方の理解を得やすくしていくというところが求めているところというふうに考えております。

ですので、いろんなやり方ということはあるかとは思いますが、まずは四日市としては見えにくい部分といたしましては、減価償却費という部分が現金主義では見えにくいだろうというところに着目をしまして、利用の仕方というところも最後に説明させていただきましたような施設運営というところにつなげていきやすくだろうというところから、施設別の行政コスト計算書というものに複式簿記的な考え方を取り入れた形での整理をして、決算としてお示しをさせていただいているというような利用の方法を考えております。

ですので、考え方としては、そういった形で利用していけば、市民の方々の理解も得やすいのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○ 中川雅晶委員

先ほど本市の取り組みというところで施設別の行政コスト計算書の活用というところはおっしゃっていると思うんですけど、もちろんそれも大切やと思うんですが、私は一番何が違うかという、さっきも言ったマネジメントの欠如というか、マネジメントの視点があるかないかというのが決定的に大きい違いかなと。そうすると、東京都モデルを採用している東京の江戸川区とか町田市のように日々仕訳をして、例えば部局別であったりとか重要施策別にそれぞれ財務諸表をきょう出してくださいと言えば、理論的にはきょうの現時点での数字で財務諸表が出てくると、施策別であったりとか、部局別であったりとか、また、課別であったりとか、人件費もまぜて、出てくることによって、しっかりとマネジメントが目に見えてわかるというところはやっぱりすごいなというか、そこが会計の情報を生かすというところでは不可欠かなと私自身は考えます。

もちろん年間を通しての施設別の行政コストはしっかりと施設別に見えていけるというのはもちろん有効ですけど、それも大切ですが、この中身の、施策別であったりとか部局別であったりとか、どのようなマネジメントをされているのかということは今後進めていくことが大切ではないかなと、ほかの自治体を見させていただいて物すごく痛感をしたと。これは翻って、私たち議会が委員会なり議会活動をする中において、そういう会計情報をもとにした議会活動を今後していかなければならないのではないかなというところで、例えば日々仕訳のシステムを入れるとなったら、どれぐらいのコストがかかるんですかね。

○ 伊崎財政経営課副参事兼課長補佐

私どもも東京都モデルというのを参考に数年前、東京都のほうに視察というか勉強に生かさせていただきまして、どのような経緯で、どのような体制でそのシステムの導入に至ったのかというところの研究はさせていただいておりました。

今から六、七年前の話になるかと思うんですけども、その当方で東京都にそういうシステム、そういうやり方を導入するというのは、当時の石原都知事がかなり強い思いをお持ちになられて導入に至ったというところと、あと、導入するまでに人と時間とお金とい

うのはかなりかけているというところではございました。

当時の私のうろ覚えの記憶で恐縮なんですけれども、強烈に記憶に残っているのが、そのシステムの導入あるいは考え方の都の職員への普及というか、考え方を勉強させるというような体制をとるのに公認会計士の方を20人雇ったというようなことも聞いております。東京都ですのでかなり規模が大きいところではありますもので、その20人というのは私どもの市にどれぐらいの比率で当たるのかちょっとわからないですけれども、20人のプロ中のプロの公認会計士の方を新たに雇ってシステムをつくったり、あるいは職員の研修をしたりというようなところ、あるいは財務会計システムを複式簿記にも対応するようなシステムに改良するというところについてもかなり、東京都は独自のモデルですので、自分のところで開発したというところがありますので、かなりコストがかかるというふうに聞いて、数億円では済まなかったというふうに記憶をしております。

ですので、そういった中で、私どものほうの四日市市では、日々仕訳というシステムはとっておらないわけですがけれども、日々仕訳のメリットといたしましては、先ほど委員のほうからおっしゃったように、月次の決算書、月次の資産表というのは、毎月毎月の動きというのは月締めで締めて、その月、今月どうだったのかというところがわかりやすいというところが一つのメリットになるだろうというふうに思いますけれども、そのメリットをどう生かして実際の行政運営に反映していくかというところにつきましては、今後も他市を研究していく必要があるというふうに思いますけれども、今のところ四日市市では月次の決算書で行政運営をしていくというよりは、毎年年末に一括で経理をして、期末一括で変換という、簡便なイメージを持たれるかもわかりませんが、実際は1年間で四日市市ですと、歳入ですと17万件ほどの伝票を切ります。歳出ですと11万件ぐらいの伝票を切りますもので、それを毎日していくか、年度末に一括して処理をするかという形、あるいは伝票の中でも全て機械的に処理をするということではなくて、職員が一つ一つ目を通さなきゃいけないのは、期末一括での3000件から4000件の伝票は目を通して人間が判断して伝票を切っていくという作業になりますので、そういった作業の効率性であるとか、それを全ての職員が日々していく中での得られるメリットと期末一括でのメリットというのを十分考えながら進めていかなきゃならないのかなというふうには考えております。

以上です。

○ 中川雅晶委員

いろいろ言っていただきましたけど、コストは当然かかると思うんですが、人員も先ほど公認会計士を20名雇ったとかとおっしゃっていましたが、本市も任期つき職員を弁護士等から採用し始めたので、当然公認会計士もあり得る話だと思いますし、できないことではないと思います。

それ以上に、私はマネジメントという観点で非常にメリットがあるというか、よりシビアな、それぞれの評価であったりとか課題であったりとかというのを会計情報を通して議論ができたりとか、市民に説明責任を果たすことができるのではないかなというところでは非常に効果があると思いますし、また、財政規律であったりとか、市の政策の意思決定においても非常に重要な位置づけとして会計情報が有効利用される、そういうふうな会計システムに私は変換をしていくことは、将来にわたって非常に有効であるというふうに考えております。

月次決算の話も出ていましたが、例えば監査においても、公営企業は月次決算をしておるわけですね。毎月毎月、月次決算をしているので、一般会計においてもそれに近い形で、それはどの単位で、市全体で月次決算をするのか、もしくはそれぞれ部局別であったりとか課別であったりとかというところを抽出していくのか、また、先ほどのように日々仕訳にするやり方もあれば、全体的な会計を発生主義に変換するだけではなくて、重要な施策であったりとか、計画であったりとか、部局であったりとかというのを抽出して、その部分を発生主義で公表していくとか、いろんな手法はあると思うんですけど、そういうのも今後研究していかなきゃならないんじゃないかなと私は思っているところで、もうやめておきます。済みません。

○ **伊藤嗣也委員長**

他にございますか。

○ **森 智広委員**

今、統一的な基準による財務諸表作成を本市も行っているということですがけれども、これ、ほかの自治体の対応状況というのは聞いていますか。

○ **伊崎財政経営課副参事兼課長補佐**

特に他都市がどういうモデルを使ってというのは、以前三重県が音頭をとっていた

だいて、三重県下の市町について勉強会みたいなものをつくっていたということはあるんですけども、その後も平成21年度の公表を経て、その後はそれぞれの自治体の判断でこういった動きをとっていくかということになっておりますので、他都市の状況について情報収集を特にしておるわけではありません。むしろ私どもはどちらかというと三重県下でも基準モデルを採用した数少ない自治体というところでありましたもので、対応といたしましては、口幅ったいようですけども、どちらかというと県内では先進的な取り組みをしておるといような自負は持っております。

ただ、他都市におきましても、財政的に比較的豊かな、恵まれている都市から基準モデルというものを採用しているような傾向はあったというふうには当時のことから記憶をしております。

以上です。

○ 森 智広委員

この統一的な基準による財務諸表の作成というのは、努力目標ですか。

○ 伊崎財政経営課副参事兼課長補佐

あくまでも財務諸表の作成自体が地方自治法上の義務ではないという位置づけです。ですので、今の基準モデルによる作成も総務省からの要請に基づくものという位置づけです。もので、必ずしもやらなきゃならない、やらないと何かペナルティーがあるというようなものでは決してありません。資料の中にも説明の中にも一部ありましたように、今でも作成中という自治体もまだございますもので、それはまだつくり切れていないという自治体もまだあるということですので、これはあくまでも要請の中であつてつくっているというふうな位置づけです。

○ 森 智広委員

済みません。これ、細かい話になるんですけど、地方交付税算定のプラスになったりとか、そういうのはあるんですか。

○ 伊崎財政経営課副参事兼課長補佐

普通交付税の算定に含まれているかというご質問でございますけれども、普通交付税の

算定の中には、一般的な自治体を取り組まなきゃならない費用という中には含まれてはおりませんが、特別交付税の対象にはなっておるという位置づけです。

ですので、その市町がことし、その年に何か特に行政的に取り組んだというところを捉えて、標準的なものではなくて特別に取り組んだ交付税措置というのはされております。

○ 森 智広委員

恐らく総務省方式改定モデルとか基準モデルの自治体は統一的な基準による財務諸表作成は恐らく行うと思うんですけども、例えば東京都モデルとかなんかは、東京都モデルのほうが正直レベルが高い基準ですので、あえて下げるような統一的な基準で果たしてつくってくるのかなって、こう思ったりもするんですけども、その辺、ほかの自治体の状況を把握していないのでわからないかもしれませんが、その辺は何か聞いていますかね。二つつくるんですかね。

○ 伊崎財政経営課副参事兼課長補佐

東京都がレベルを下げたものをつくるかというところは把握してはおりませんが、恐らく委員おっしゃるように、東京都のほうは、やり方としては、日々仕訳の中で月次決算ができるという面においては進んでいるやり方になるかとは思っておりますので、多分大きくやり方を変えるということはないのではないかとというふうに類推はしております。

○ 森 智広委員

私も東京都モデルというのは関心があって、中川委員が同じような考え方なんですけれども、実際に15作成済みで、5作成中ということで、東京都モデルを選択する自治体も今ふえているということが垣間見れるんですけども、後でいいんですけども、この15と5の自治体というのはまた教えていただいてもいいですか。後でいいです。資料で結構なんですけれども、総務省に確認していただいてもいいので、ぜひお願いします。

○ 伊崎財政経営課副参事兼課長補佐

わかりました。総務省から今新地方公会計に取り組んでいる状況はこうですよというお知らせを情報提供していただいておりますので、そこから拾い上げた資料ですので、中身までは今把握してはいませんもので、中身をちょっと精査させていただきまして、また後

ほどお示しさせていただきたいと思います。

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、資料の提出、よろしくお願いいたします。

他にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

他にご質疑もないようでございますので、本件につきましては以上といたします。

なお、委員の皆様を確認させていただきたいのですが、休会中所管事務調査で、本件につきまして、公会計についてはこれで終わりということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、公会計につきましては以上とさせていただきます。

少し休憩をとりたいと思います。再開は14時15分でございます。

14 : 05 休憩

14 : 15 再開

○ 伊藤嗣也委員長

それでは、再開をしたいと思います。

ふるさと納税に係る課題解決に向けた取り組みについての報告ということでございます。

それでは、資料の説明をお願いいたします。

○ 大谷市民税課長

市民税課長の太谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

きょうは貴重な時間、報告の機会をいただきましてありがとうございます。タブレット端末の方は該当部分を、資料の方はお手元資料をよろしくお願いいたします。

ふるさと納税に係る課題解決に向けた取り組みについてということで資料をつくらせていただいております。本冊と参考資料がございますので、あわせてご説明をさせていただきます。

ふるさと納税の制度の概要ということでございますが、1ページ上段でございます。ふるさと納税制度は平成20年に創設されたものでございまして、納税者が自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、所得税と住民税から一定の上限までが控除される制度でございます。

平成27年度、税制改正によって控除の上限額が約2倍に拡充されてございます。また、これとあわせてふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されてございます。ふるさと納税が増加しておるという中、返礼品をめぐって自治体間の競争が激化しているという指摘もあるところでございます。

次、真ん中、2番として、本市におけるふるさと納税についてということで経緯をまとめてございます。

平成20年度、制度周知のためのホームページを立ち上げ、平成23年8月には返礼品の送付を開始してございます。この際には市外在住の方で、5000円以上の寄附をいただいた方にじばさん三重の名品館で取り扱っている商品の中から四日市萬古焼と伊勢茶または地場産品の詰め合わせの送付を開始させていただいたところでございます。

参考資料のほうにじばさん三重との協定書、これが1ページ、2ページ、仕様書が3ページ、4ページ、今現在の感謝の気持ちの一覧と送料が5ページ、6ページです。7ページにつきましては、ふるさと納税に関する今現在の事務の流れということで、寄附していただいた方が申し込みをされた場合、市にどういう形で手続が入ってくるか、市が払込票を発送して、寄附していただいた方が郵便局等で寄附金を払い込みいただいて、じばさん三重に対するお礼の品を発注すると、じばさん三重のほうからお礼の品を発送というふうな事務のフローを整理してございます。

ちなみに、下段、例に書いてございますように、年収700万円の方ですと、寄附者、8000円、所得税または住民税から税額控除されて自己負担は2000円というふうなスキームになってございます。

次、資料、本冊の1ページ、三つ目の丸に戻っていただければと思います。

平成26年2月には電子申請受け付けのための市のホームページに申し込みフォームを設置してございます。

四つ目の丸ですが、平成26年4月には返礼品を拡充したところでございます。今現在は、最後の行にございますように13品目、14パターンで運用しておるところでございます。

次に、参考資料のほうの8ページをごらんください。

四日市市のふるさと応援寄附金の状況ということで、左側をごらんいただきますと、寄附者の住所地別、2段目に申し込み方法別、3段目に寄附金の活用の希望分野別、4段目に寄附単価別ということで、それぞれ各年度ごとの実績を整理させていただいております。平成27年度についてみますと、合計886件、939万1000円の寄附をいただいております。

次に、資料の本冊のほうにお戻りください。2ページをごらんいただきますと、ふるさと納税に関する課題というところを整理してございます。

本市ふるさと納税の寄附の受入額と本市から他市へ寄附された方に対する市民税、県民税等の税額控除額の差が拡大してございます。総務省によるふるさと納税に関する現況の調査結果あるいは総務省からの通知、寄附をいただく方からの生の声あるいは市議会での議論の踏まえ、課題と視点を整理すると、以下のとおりとなるという形で整理してございます。

(1) 返礼品についてということをごらんいただきたいのですが、①で感謝の気持ち、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為は行わないようにすること、あるいは②で、換金性の高いプリペイドカード等、返礼割合の高い返礼品も送付するようなことは行わないようにすることというふうに、総務省から返礼品については自制的に運用するようという通知が出てございます。

具体的な内容につきましては、参考資料4の9ページのほうに総務省の通知の概要というのを載せてございます。内容につきましては今ほど説明をさせていただいたところですので、省略をさせていただきます。

③、そうはいうものの、ふるさと納税の受け入れ額の増加には返礼品の拡充が効果的であるというふうな声、⑤、返礼品の拡充により寄附者の増加が図られた場合においても、事務負担の影響について現状程度に抑えるというような視点を持って対応していく必要があるかなというふうなところでございます。

これら検討を踏まえ、四角の中にございます下線部、4行目でございますが、従来の地場産品を市内外にPRするという視点を基本に置きつつ、地場産品をさらに拡充するとともに、本市に来ていただけるような返礼品についても検討することが必要であるという視点、また、返礼品の拡充によって寄附者がふえるという際にも事務負担に大きな影響が出ないように工夫をしていくことも必要であるというふうに整理をしたところでございます。

次に、(2) 寄附者の納付手続の改善というところでございますが、ふるさと納税の受け入れの実績が上がっておるところは、コンビニ納付やクレジット納付というふうな納付方法を拡充したという場合にその効果が大きいとされてございます。また、実際本市に寄附をいただこうとした方がクレジット収納できやんのやったらもうやめておきますという例がございます。クレジット収納に関しては対応希望が多いということがございますので、これを対応していく必要があるというところでございます。

今申し上げました内容が四角に課題に対する対応方針ということで書かせていただいております。

次に、3ページをごらんください。

もう一つのポイントは、使途・事業内容のPRというところでございます。これはいろんな記載をさせていただいておりますが、ふるさと納税、地域を応援する制度であって、寄附金の活用というところで競い合うべきだというところの指摘がございます。本市の施策を応援してもらえるように、特色ある事業を効果的にPRすることが必要かなというふうに考えておるところでございます。

これらの検討を踏まえて、4、課題解決に向けた取り組みというふうに記載をさせていただいております。本市の市民が他団体に寄附して税額控除を受ける額というのが、本市への寄附をいただく額を大幅に上回ってございます。効果的な事務を行いつつ、都市間競争の状況の中で、行政としても一定の取り組みが必要であるというふうなことを考えてございます。

(1) 返礼品の拡充についてでございますが、視点としては三つございます。一つ目が地場産品の拡充の視点、本市を思い起こさせるような地場産品のさらなる拡充を行う必要がある。二つ目はシティプロモーション視点、本市のPR、観光、シティプロモーションからの視点の検討が必要である。三つ目、民間の活用の視点ということで、じばさん三重が返礼品の選定、調達、発送までを行っていただいておりますことを踏まえ、返礼品のさらな

る拡充においては同程度のスキームの民間の活用を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上の三つの視点を踏まえつつ、去年から調査をいろいろ私どもさせていただいてございます。これらの結果を踏まえ、平成28年9月1日からじばさん三重の返礼品の拡充をさせていただくとともに、グローカル三重という会社が作成中の四日市にこだわったギフトカタログ、こだわりギフトというふうに、以下、表記をさせていただきますが、これを返礼品とするということでリニューアルをさせていただければと思っております。

返礼品の拡充の具体的な内容につきましては、参考資料の5、6、7に記載をしております。資料5におきましては、返礼品に関する全体のイメージを、資料6、資料7ではじばさん三重とこだわりギフトの拡充後の内容について記載をさせていただいております。

次、本冊の4ページに戻っていただきまして、返礼品拡充の検討の経緯というのを整理させていただきます。

総務省の調査あるいはふるさと納税に関する意見交換会、これは昨年8月に玉城町で実施されておるものに私どもが参加しておるところでございます。返礼品の拡充がふるさと納税の確保に有効であるという面が明らかになってまいりましたことも踏まえ、他市の調査を実施しております。

この調査によりますと、市みずからが返礼品を選定している例、水産加工品の協同組合などを活用している例、返礼品の選定からプロモーションまで全てを委託している例など、各市のふるさと納税に対する姿勢により、さまざまな工夫という取り組みがされておるところでございます。

本市としては、先ほどご説明申し上げました三つの視点、地場製品の拡充、シティプロモーションの視点、民間の活用の視点という三つの視点を踏まえ、その後の検討を進めることにしたところでございます。

じばさん三重との調整をいろいろ行う中で、返礼品について一定の範囲での拡充は可能である一方、現状のじばさん三重では取り扱っていない、あるいは取り扱えない商品があることなど、拡充範囲に限界があることもわかってまいりました。

また、返礼品の拡充については、商工農水部さんとも話をさせていただいておりまして、ご当地ならではの返礼品というのとはどんなものなのか、あるいはシティプロモーションの視点から、本市へ来ていただくような、人を呼び込むような返礼品等のあり方についても協議をさせていただいたところでございます。

上記のような調査、協議を行う中で得られましたアイデアを返礼品の拡充につなげるに際しまして、じばさん三重と同様のスキームで事業を行っていただくような手法がないかというところを模索しましたが、先ほど申しました三つの視点を踏まえて採用できるスキームというのは見当たらなかったというところでございます。

そういった中、商工農水部からは、四日市にこだわったカタログギフトの取り組みがあるよというの私ども、聞いておりました。その聞いておった内容は、平成27年11月定例月議会でも一般質問に対する答弁でご紹介はさせていただいておるところでございますが、その動きがことし2月に、グローバル三重の、三重のこだわりギフト四日市編の取り組みというのが公益財団法人三重県産業支援センターのみえ地域コミュニティ応援ファンド助成金事業という補助事業の平成27年度事業として採択されました。そのスキームについてヒアリングを行ったところ、本市の三つの視点を踏まえて取り組みがされており、返礼品の拡充につながる可能性があったというふうなところでございます。

一方、本市の返礼品として採用するには事務的な面での確認というところも必要であったというところから、同社との調整を開始したところでございます。

以上が返礼品の検討の経緯でございます。

次に、(2) 寄附者の納付手続の整備ということでございます。

先ほどもご紹介させていただいたのですが、やはりクレジット収納等に対応してほしいという寄附をされる方の意向もでございます。ふるさと納税の申し込みと同時に、クレジット収納による決済完了までを一括して実施できるような形の対応が必要というふうな形で、9月1日からふるさと納税のナンバーワンポータルサイトであるふるさとチョイスの有料サービスを利用するというふうなことで対応していきたいと考えておるところでございます。

資料、5ページに入りますが、(3) 用途の事業内容の効果的なPRについてということでございます。

項目四つございますが、①、これまでと同様に県人会等の機会を捉えて、本市ふるさと納税の受け入れの約5割を占める首都圏へのPRを行う。

②、ホームページでは従来、総合計画の五つの基本目標を紹介しておつたところございますが、本市が取り組む事業について応援いただくため、特徴的な事業を紹介する。

③、ふるさとチョイスというのを9月1日から利用すると、有料サービスでございますが、利用することによって、返礼品についての最新情報をトピックスとして当該サイトの

トップページに自動的に掲載できるようにする。

④、ふるさと納税のリニューアルについて、こにゅうどうくんのツイッターによる情報発信を行うとともに、東京等各地で開催される本市のイベントにおいてパンフレットを配布するなど取り組みを強化するというふうな形で、4、課題解決の取り組みに記載をさせていただいたところを中心に、この9月1日に制度をリニューアルさせていただきますというご報告でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 伊藤嗣也委員長

ありがとうございました。

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございますが、ご質疑がございましたら、挙手の上、ご発言ください。

○ 平野貴之委員

資料とご説明、どうもありがとうございました。

それで、資料3ですか、8ページで寄附金の状況という表をまとめていただいています、これ、すごくおもしろいなと思って拝見していたのですが、この中に四日市市内在住の方で四日市市にふるさと納税、納めている方もいて、1人1億円とすごい金額の方もいるんですけど、市内の方やと、本来四日市市に税金として納める分が寄附金として納められて、他市に納められるよりはええと思うんですが、その分、寄附金の控除として納められるべきものが控除されるという面で、普通に税金として納めるよりは少し額が下がってしまう形になるんですが、これは市内にいる人にはどういう形で対応していくとか、奨励していくのか、控えてくださいとか、この辺がちょっと難しいなと思って見ていたのですが、いかがでしょうか。

○ 大谷市民税課長

今、平野委員からご指摘ありましたように、まさに的を射ているなど。本市のお住まいの方が私ども四日市市に寄附をいただいたときには、お礼の品というのはお送りしてございません。地場産品等を市外の方にPRするという目的を持って、感謝の気持ちとしてお礼の品を送付させていただいておるところでございます。

全国的に見てというところとちょっとよくわからないんですが、どちらかというところと市外の方のみお礼の品、返礼品をお送りしているという例が多いというところがございます。

先ほど1万円寄附された場合に2000円が本人負担で8000円は税額控除になると申し上げましたが、その上にお礼の品が実際には送られてくる例が多いということで、そのお礼の品というのは、本来税法上は一時所得として課税をすべきだというふうなところが税法上の正しい解釈というところがございますので、先ほどちょっとご紹介させていただいた総務省の通知等にも自制的に対処するようというふうな通知が出ておるのかなというふうにご考えております。

以上です。

○ 平野貴之委員

ふるさと納税の制度、あるんですけど、市内の人にはできるだけお知らせはせずというのか、するなら四日市にしてくださいというような形のスタンスでいいんですかね。

○ 大谷市民税課長

制度の趣旨からいうと、四日市市、住んでおるところ、あるいはご出身、地方からここへ働きにきてみえるということであれば、そこを応援するというのが本来の制度の趣旨というところですが、現実問題としてはお礼の品、返礼品の競争みたいになっちゃっているというところかと思えます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

○ 森 智広委員

これは普通に寄附するというケースあるじゃないですか、ふるさと納税制度を使わなくて。全部これ入っちゃうんですかね、ふるさと納税という形で、実際に寄附するケースというのは。

○ 大谷市民税課長

税法上の控除から見ますと、地方公共団体に対する寄附の控除としてはつきます。ただ、

特例控除等があるかないかというようなところがございしますが、これ、地方公共団体に対する寄附としては全部同じスキームです。

○ 森 智広委員

ですから、必ずしも全部ふるさと納税制度を利用した金額じゃないかもしれないということですね、この金額は。

○ 大谷市民税課長

おっしゃっていただいているように、市に対する寄附というのはこれ以外にもございします。本市がふるさと納税として受け入れさせていただいて、返礼品をお送りするかどうかというのは別にして、ふるさと納税として受け入れた額について整理をしたものでございします。

○ 森 智広委員

これ以外にも結構寄附はあるんですか。シンプルな寄附ですね。

○ 大谷市民税課長

私ども地方公共団体に対する寄附、福祉関係の寄附とか基金を持っているような寄附というところへの寄附もございします。

○ 森 智広委員

ボリュームはどう、わからないですか。わからなければいいですけども。

○ 内田財政経営部長

市に対する寄附というのは、税制上は全てふるさと納税制度の税制が適用されます。今ですと2000円を引いた残りが所得税と住民税で控除されますが、ふるさと納税、いわゆる市に寄附されますと、それにさらに特例的に余分に控除できる制度となっています。今、返礼品をお送りするというスキームは市民税課でやらせていただいております。市民税課に対して寄附したいという申し出があった分についての集計が今見ていただいた資料となっています。市民税課以外への寄附分も含めた市全体の寄附としてはもっとあると思います。

その差は、わかるそうなので、別にお答えさせていただきます。

○ 大谷市民税課長

ちょっと整理が不十分で申しわけございません。

市に対する平成27年度、これ、決算見込みでございますが、トータルで1億68万9000円でございます。1億円を超えると。これに対してふるさと納税で受け入れておるのが939万1000円ということでございます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

○ 中川雅晶委員

きょうの報告というのは、ふるさとチョイスにこれから入っていくとか、業者を選定して、そこに委託をしてやっていくということの報告なんですかね。

○ 大谷市民税課長

ちょっと説明、舌足らずだったところがあるかもわかりません。

ポイントは3点ございます。1つは返礼品の拡充ということで、その具体的内容については本冊の3ページの左下の表にまとめてございます。

現状返礼品が13品目、14パターンとなっておるところ、じばさん三重について11品目増加と、新たにこだわりギフトを3品目採用ということで、品目的には73パターン追加ということで、現状13品目、14パターンというところが27品目、98パターンというふうな拡充というのが1点、2点目が、ふるさとチョイスのクレジット収納の取り扱い開始、3番目はリニューアルについて各種情報サイトでPRしていくという、この3点でございます。

以上です。

○ 中川雅晶委員

ということは、今まで以上に積極的にやっていきますということの報告なんですか。

○ 大谷市民税課長

端的に申しますと、今、中川委員がおっしゃっていただいたとおりです。どれくらいの控除になるかというのは8月5日ぐらいになるとわかると思うんですけども、四日市市民の方が他市へ寄附されたことによって相当の額が控除され、億の単位に乗ると思います。これに対して本市の寄附の受入額が1000万円を欠けるというところで、このまま放置しておくというのはちょっとどうかなというところが正直ございます。といったところから、利用者の声等も含めて、9月1日からこういうふうなりリニューアルをさせていただきたいというところがございます。

以上です。

○ 中川雅晶委員

今後これを拡充しますと、その理由としては、今の現状で収支じゃないでしょうけど、負けていると、寄附される方が多くて、控除する額が多く、その割には本市に入ってくるものが少ないので、このままなかなか放置していく状況ではないので、積極的にふるさと納税を拡充していくと、そのためには商品を拡充して、ふるさとチョイスで環境を整えていきたいと思いますということですけど、今伺いさせていただいているその内容だけでいけるんですかね。

今、ふるさとチョイスを見ているんですけど、何かこれも僕はどうかと思うんですが、それはさておき、これで勝てるような内容なんですかね。

○ 大谷市民税課長

非常に率直なご意見というか、私どももリニューアルしたから、今予算で1700万円ほど要求させていただいておりますが、これでも昨年の実績は九百万円何がしですので、倍程度とっていかないかというふうな非常に厳しい状況だと思います。

ふるさと納税、返礼品競争というのに積極的に参加するのがいいのかどうかというのは、担当する部署としてはそれでいいんだろうかという思いも率直に持っております。ただ、何もしないというところについては、議会、一般質問なり、総務常任委員会でもシティプロモーションの視点からもうちょっとできることあると違うんですかというふうなご指摘もいただいております。

それらも踏まえて、可能な範囲でできることをやらせていただくと、これで十分かと言

われると、なかなかそうはなっていないという部分もございます。これからも知恵は絞っていかなあかんというふうに思っていますが、今の段階でできることをできる範囲でというふうに認識しておるところでございます。

以上です。

○ 中川雅晶委員

ふるさと納税のスキーム自体もなかなかどうなのかなと、国税からだけの控除であれば理解するところやけれども、地方もこうやって影響を受けてしまうところのスキームがどうかということ、僕もそれは率直にそう思いますが、それはさておいて、今言われた返礼品を競争の中に突入していくのか、でも、それはどうかと思いつつも、何もしないこともどうなのかなというところで悩まれて、この方向でやっていきましょうという説明なんですけど、僕は中途半端な形で、しっかりとした寄附文化の理念もなく突入していくところに何となく危惧をすると、何もかもが中途半端に終わるんじゃないかなと。

もし本当にこの中である程度支持を得て、ふるさとチョイスの中でベスト何とかに入るぐらいというのであれば、本当にマーケティングの視点で、しっかりと調査じゃないけれども、準備万端で突入していくというのであれば、まだ理解はできますけど、それも余り見られない中で、かといって何もしないのもどうかというところで突入していくというところに少し危惧をしますし、ほかの自治体と明らかに違う何かを示されるのであればいいんですけど、さしてそんなこともなく、大丈夫なのかなというのが率直なところ。まだ、これからちゃんとしたスキームを出しますというのであればいいんですけども、今、きょう説明いただいたやつでもう突入するというところで理解していいんですか。

○ 大谷市民税課長

これで9月1日からお願いしたいと考えてございます。

○ 内田財政経営部長

中川委員のご指摘のとおり、ふるさと納税制度の本来の趣旨から逸脱した返礼品の獲得競争というのが非常に顕著になってきておって、そこに四日市が入っていくんかどうかということはあるんですけども、これまでもご意見いろいろいただいた中で、今、大谷課長が言いましたように、寄附金に対して非常に税額控除が大きくなってきておると、1000

万円弱の寄附金に対して、本年度やがて集計が出ますけど、1億円強の税額控除ということは、四日市市民の方が他市へそれだけ寄附をしておるとい現状があると、そこは何らか手は打っていないかんといいのは一つ考えられます。

ですから、それが今回の提案、我々が取り組む姿勢が確実にそれが効果があるかどうかというのはちょっとわかりませんし、実際に寄附者が本市を選んでいただくということが大事なので、これは返礼品の魅力も必要ですけども、やはり議会からもご指摘ございますように、我々が市政として取り組んでおる姿をきちっとわかっていただくと。

先ほど資料でもありましたけれども、市内の在住者も平成27年度では6名の方、42万円いただいておりますよね。この方々は返礼品なしでも本市に寄附していただけるということは、何らか本市の取り組みに対して応援したいというお気持ちの方やと純粋に思っています。これが市外の方にそういう方、寄附者と四日市との関係づくりといえますか、そういうのはやっぱりこれからも考えていかなかんと思っておりますけれども、差し当たって周りの自治体も返礼品を充実していく中で、我々もやれる範囲ではしておいたほうがいいのかというぐらいで、これで収支差を改善するのやというところまでは現在思っていないです。やはり本市の施策を十分PRして、公平にいただくということが本来の趣旨であろうと思っております。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

9月1日からある程度チャレンジしていくということですけど、何となく中途半端で、僕は余りなかなか賛成しづらいという部分はあるんですけど、あわせて、実際に納税される方がどういう理由というか、なぜそこに納税しようとしているのかとか、どういうものを欲しているのかというところとか、どういうことを期待しているのかということをもう少し深い部分で調査をしていく必要があるんじゃないか、僕、素人目に考えても、ふるさと納税を単に節税対策にされている方もおられるかもしれないし、単にこういう返礼品がお好きな方とかいろんな方がおられると思うんですけど、でも、やっぱり応援をしたいというか、自分の何らかのかかわりで、生まれ育ったところであったりとか何らかのかかわりでその自治体を応援したいという方もおられたりと、いろんなパターンの納税者の方が私はおられると思うので、そこは分析をしていく必要はあるのかなと。

となれば、ほかの自治体とは違う、ほかのやっていないところ、例えばリピーターをふ

やしていく戦略というのも一つ考えられますよね。どういうことに使って、目に見える形で何らかのものを納税者の方に見せていく戦略もあると思いますし、納税した方が必ずそうやってよかったなと思うようなものというのも考えられると思うし、もう一つは、四日市市の寄附文化をどう醸成していくかという部分もあると思うので、そういう何らか戦略的なものがもう少し大きい戦略的なものに基づいてこれに立ち向かっていくというのであれば、その第一弾で、とりあえずここはプレスしておかなあかんという部分やったらわかりますけど、そう大きな戦略もなし、とりあえずたくさん負けておるので、この辺でちょっとプレスだけふるさとチョイスのところとか商品を拡充していくところで四日市もやりますよというところのプレスをかけるんだけどというのであれば、なかなか厳しいのかなと思って、そういう一時的なものではなくて、しっかりと戦略を立てて、ほかの自治体としっかりと差別化を図っていくという意思があるのかなのかだけ確認をしたいと思いますが。

○ 大谷市民税課長

今、中川委員からご指摘いただきました寄附文化あるいは差別化というふうなところ、非常に大事なキーワードかなと思います。どういうふうな事業をすること、特徴的な事業をすることによって四日市を応援してあげよう、あるいは四日市に勤務経験があるから四日市を応援してあげようというふうな方とか、どういうふうな方にアプローチすればいいのか、どういうふうな形でその方々にリピーターとして応援していただけるような形にできるのかというところは、私ども税の部局だけではなかなか厳しいところはございますので、商工農水部さんとか政策推進部さんとかそういうところの知恵もおかりしつつ今後も考えていきたいなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○ 中川雅晶委員

ぜひ他部局とも連携して四日市の力をこのふるさと納税での戦略とかで見せていただきたいと思います。ぜひそういう、少し中長期のスパンも含めた戦略を立てて計画的にやっただくようお願いしたいと思うんですが、その辺のお考えだけ確認をさせていただきます。

○ 内田財政経営部長

申し上げた内容につきましては、当然ふるさと納税の制度開始の趣旨でございますので、そういったことは今後も絶え間なく協議検討して、中長期的な視点も持って次の展開には臨みたいと思っております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

他にございますか。

○ 平野貴之委員

今、中川委員がおっしゃった意見というのはすごく僕もええなと思っていまして、僕も個人的に国際支援系の寄附を結構しているんですけど、寄附の機関から定期的に資料が送られてきて、あなたの寄附金でカンボジアに学校をつくりましたよとか、難民キャンプに本を送りましたとか、あと、個別のもの、特定のバングラデシュの子供からありがとうねという手書きの手紙が来たりとかというふうに、そうすると寄附してよかったなという気持ちになるので、さっきの資料の寄附金の活用希望分野、参考資料8ページです。あの表を見ていても、本市に寄附してくれた人で、どういう分野に寄附を希望するかというところで金額が一番多いのが健康・医療・福祉・人権というところなので、同じように寄附金で病院のこういう施設、充実しましたという感じで送ってあげるとすごく、もっと寄附が活性化するのかなというふうに思うのでお願いしたいと思いますが、その表の下で市長にお任せという項目があるんですが、これはどういうことに今まで使われてきているんですか。

○ 内田財政経営部長

①から⑤は総合計画の基本施策の中の大きな基本柱ということなんですけれども、市長にお任せというのは、寄附者の方が四日市を応援するという事で寄附をしていただく方なので、これは我々としては、どちらかという総合計画事業を重点にそれを使わせていただいております。

○ 平野貴之委員

市長にお任せという項目を選んだ人、人数的には一番多いんですけど、毎年、これは市長が使える項目を選べるというわけじゃなくて、もう総合的に使用しているということでもよろしいですか。

○ 内田財政経営部長

市長にお任せということですので、今おっしゃられたとおり四日市市の施策に使ってくださというお気持ちですので、四日市のまちづくりの一番メインになります総合計画にある事業に我々は配分させていただいて、使わせていただいております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にございますか。

○ 日置記平委員

全国の市町で返礼品のゼロって幾つあるんやろう。

○ 伊藤嗣也委員長

わかりますか。

○ 大谷市民税課長

返礼品ゼロというところが73団体でございます。平成28年4月1日現在でございますが、ごめんなさい、168団体です。平成28年度に返礼品を送付する仕組みを設けていないのが168団体、全体の約10%でございます。このうち、現時点では返礼品の送付は検討していませんというのが先ほど申し上げた73団体、4%でございます。

以上です。

○ 日置記平委員

団体という表現があったけど、市町村やね。やっぱりあるんだ。

僕も本来寄附というか、納税というか、貴重な金を出してあげたいという事業所、また

個人は、こんな返礼品なんかを目当てにする人もそりゃ中にはあるあろうけど、その競争まで入り込んで四日市が都市間競争の中に入っていかなばならんというのはちょっと目的が違うと思う、僕はね。だから、なくていいと思います、これは。それを対応するあんたらも、これ、大変なことやと思うね。

これ、もう一回読み直せばわかるんだけど、例えば1億円、四日市に納税をしてもらったら、その人の控除をするのが1億円の何%に当たるんやったっけ。返礼品も入れて、控除も入れると。

○ 大谷市民税課長

日置委員のご質問いただいているのは、個人の方がお一人で1億円寄附いただいた場合ですか。

○ 日置記平委員

個人でも団体でもいいでしょう。

○ 大谷市民税課長

上限がございますので、その上限までは税額控除で、その方がお住まいの、例えば横浜の方でしたら、横浜の税金から控除が上限までされていきます。私どもは1億円いただくという、1億円に対するお礼の品をお送りするという制度でございます。

○ 日置記平委員

横浜のA社が四日市へ1億円といたら、横浜の法人税から1億円に対して1億円の控除をされて、本市は1億円に対する返礼品の予算だけとればいいのか。

○ 大谷市民税課長

今、日置委員からお聞きいただいているのはどちらかというと法人版のふるさと納税のほう、新しく平成28年度にできております、そちらのほうかなという気がしてございます。法人版ふるさと納税のスキームが別途ございまして、そのスキームに乗った場合は、今現状は損金算入で、おおむね寄附いただいた額の3割がメリットとしてその企業に出るわけなんです、そこに税額控除3割がついておおむね6割のメリットが出るというふうな形

の制度となつてございます。

以上です。

○ 日置記平委員

3割足す3割で6割、3割は寄附した事業所の所在地の都市、3割はもらったほうの都市ですか。

○ 大谷市民税課長

法人関係税、法人税、所得税、国の税と法人事業税、県の税と法人市民税というふうな形でいろいろございます。今の損金算入の3割の部分については法人税、法人住民税のスキームでございます。新たに3割つく税額控除の部分につきましては、主に法人市民税が2割、法人事業税が1割ということで、県が1割、市が2割を負担するというスキームでございます。

ですから、横浜の企業さんが1億円寄附いただいた場合に、寄附金の損金算入の部分と税額控除の部分で、寄附いただいた額のおおむね6割程度が横浜市、神奈川県、法人税というところから控除になるというふうなスキームでございます。

○ 日置記平委員

ありがとう。

それから、4ページのところで参考と書いて返礼品拡充の検討経緯と書いてあるけど、この経緯は、さっと見させてもらうと、納税者のいろんな要望に応えるためにはレパトリーを広げてあげるほうがええじゃないかということで、こういうふうな方向になったんでいいんですか。

○ 大谷市民税課長

今、日置委員おっしゃっていただいたとおりでございます。

○ 日置記平委員

そうすると、さらに拡大する、まだ足らんに、これでは。要するに、市内の本来の地場産品に対応しようとしたら、四日市にある地場産品の事業所全てになってくるような気が

するし、だんだんだんだん拡大して、あんたらの業務が本当に煩雑になる一方や、これ。もうじばさん三重だけでとどめておいて、私は何もなくてもいい。じばさん三重では十何品、それでも足らんでとって、だけど、本市の三つの視点を踏まえて採用できるスキームが見当たらないとあるけど、これ、何の意味かようわからんけどね、こんなもんオープンにしてもうて、希望者全部いらっしゃいなんてすればいいんやな。そうしたら、見当たるも見当たらんもないんやけど、そうして見当たらんとして、最後にこの企業が、これ、まだ去年の9月に営業開始した事業所がここで見つかったというのも、これもまた何か疑問点あるけど、そりゃ、あなた方が選択してそうなったんだろうけど、これは見つからないスキームのやつを、この会社は十分なる能力を持っているという判断ですな。

○ 大谷市民税課長

現時点でそう判断してございます。

○ 日置記平委員

参考まで、この事業所の事業概要だけちょっと下さい。

○ 大谷市民税課長

会社の定款等をご用意させていただきます。

○ 伊藤嗣也委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

○ 早川新平委員

今の返礼品に関して四日市は今後とも拡充方式でいくのか、それとも、今約10%の自治体は返礼品をやっていないという報告を受けたんですけれども、どちらなんですか。

○ 大谷市民税課長

私ども税の部局でございます。本来的には返礼品競争に乗ってがんがんいくというふうな思想はございません。ただ、先ほどご紹介申し上げたように、四日市への寄附というの

は九百万円何がししかないと、それに対して税額控除が1億円を超える、10倍以上、この現状に対して、このまま放っておいて見過ごしておいていいのかというところで、じくじたる思いを持ちつつ、今回のお願いをしておるというところでございます。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

ふるさと納税のあり方と返礼品競争というのは基本的には次元の違う話やと私は思っています。国のほうは、返礼品競争にはならないように自粛をするようにという通達があったけれども、私は、これは有名無実になっていくやろうというふうに正直なところは思っています。

返礼品を今度ふやすというときに、先月の議会報告会の中でも、その返礼品目に自分が追加をしたいというような業者の方がお見えになっておった。このふるさと納税に関してはいろんなところで問題が出てくる可能性があります。今まではじばさん三重で13品ということをお伺いして、今回ふるさと納税に自分の商品を入れたいという、次元の違うところの問題が出てきているのが事実であるし、それから、その選定で、例えば株式会社森のお茶と株式会社早川のお茶をどっち選ぶんやという、こういうところの全然ふるさと納税の本質以外のところでもいっぱい出てくる。

自治体としては、今課長がおっしゃった方向へ行かざるを得ないのかもしれないけれども、例えば、四日市で使えるナイトクルーズのチケットとか、1カ月の間はあすなろう鉄道を乗り放題とか、四日市へ来ていただいて、四日市でお金を落としていただくような返礼品のほうが一石三鳥ぐらいになるのかなというところで、今、課長がふやさざるを得ないという、本来の思いとは別のところへ行かざるを得ない、結局、返礼品競争になっていくので、そのところは、僕はある程度歯どめをかけないかんのかなというふうには私は思っています。

ただ、行政側が地場産品のコマーシャルとかそういう視点で来られると、にべもなく反対やというわけにもいかないところがあるので、だけど、現実にはふるさと納税のあり方というのは、勝ち組と負け組が現実にも起こっているし、先日もちょっとお伺いをしたときには、横浜なんかは1億円いただいて30億円マイナス、だからマイナス29億円って、そんな計算で、これが5000万円ぐらいなら仕方ないかというんじやなしに、本質をやっぱり

考えていかんと、四日市へ来ていただいて、例えば夏休みじゅうだったらあすなろう鉄道乗り放題だとか、そらんぼ四日市の入場券をセットでつけるとか、そういう現物以外のものを返礼品に私は方向変換していかないかのじゃないのかなと。返礼品競争の中の民間レベルの競争には手を出せへんので、そういったところに考えていかんと、これは賛否両論、うちの会派でも皆さん、もっとやればええという方もみえるので、どれが正解なのか非常に難しいところがあるかもわからんけれども、四日市の実情としては、こんだけ返礼品を充実していても、じゃ、ふえるかという、僕は余りふえへんと思うておるのやわ。

四日市の地場産品としては、お茶とかそうめんとか萬古焼というところでいかに努力しても、ない袖振れへんので、であるならば、四日市に来ていただいて、ナイトクルーズやっているんだから、来ていただいてという、目に見える物品ではなしに、そこの方向へ私は行くべきやと思います。

この間も一番気になったのは、先月の議会報告会でそういう方がみえて、全く次元の違うところの議論になったりするので、だから、財政当局として、とんとんぐらいに持っていけるように、魅力のあるものとなるように努力はしていただきたい。これは意見なんですけど、以上。

○ 伊藤嗣也委員長

ご意見として賜りました。

他にございますか。

(なし)

○ 伊藤嗣也委員長

なしというお声をいただきました。

それでは、他にご質疑もないようでございますので、本件については以上といたします。

それでは、理事者の皆さんどうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんはお疲れと思いますけれども、続きまして、もう最後、少しだけでございます。

先日行われました議会報告会並びにシティミーティングに出された意見の仕分けを行い

たいと思います。

市民意見につきましては、正副委員長のほうで全てその他意見に分類してございますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤嗣也委員長

そうしたら、これで議会運営委員会のほうで報告させていただきたいと思います。

それでは、皆さん、行政視察でお疲れのところ、長時間にわたってありがとうございます。これで総務常任委員会を終わりたいと思います。どうもお疲れさまでございました。

15 : 16 閉議